三　昭和六十三年三月三十一日農林水産省告示第三百九十一号（漁港を指定する件）の一部を次のように改正する。

東京の部母島の項区域の欄を次のように改める。

次のア点からイ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに次のウ点からエ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

ア点　北緯二十六度四十二分五十一秒六一五三　東経百四十二度〇七分三十三秒六八六九

イ点　北緯二十六度四十二分三十一秒四七三四　東経百四十二度〇八分三十一秒一七四三

ウ点　北緯二十六度四十二分〇七秒七七三四　東経百四十二度〇九分五十三秒六〇八二

エ点　北緯二十六度四十一分二十三秒六一七六　東経百四十二度十分〇六秒五〇五五

次のオ点からケ点までを順次結んだ線、次のコ点からス点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

オ点　北緯二十六度四十二分〇〇秒一八四一　東経百四十二度〇八分三十一秒一七五七

カ点　北緯二十六度四十一分五十三秒五三四二　東経百四十二度〇八分三十八秒五六二八

キ点　北緯二十六度四十一分三十九秒一五三五　東経百四十二度〇八分四十一秒五一一四

ク点　北緯二十六度四十一分四十二秒〇五〇四　東経百四十二度〇八分五十八秒二〇五八

ケ点　北緯二十六度四十一分三十八秒九五六八　東経百四十二度〇九分〇二秒七六五一

コ点　北緯二十六度四十一分十秒八九三四　東経百四十二度〇八分四十八秒二〇三四

サ点　北緯二十六度四十一分二十三秒〇〇〇〇　東経百四十二度〇八分四十秒四四二六

シ点　北緯二十六度四十一分四十九秒九七二三　東経百四十二度〇八分三十三秒八二〇九

ス点　北緯二十六度四十二分〇〇秒八六六六　東経百四十二度〇八分二十一秒九三一五

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡県田川郡添田町大字落合字茸山四四三の一、四四三の二、字ヨタケ迫四四九、字小二川四五五、字クヌトヲ四五六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

伐採の種類	伐採の限度	植栽の方法	植栽の期間	樹種
主伐	伐採面積の合計が一ヘクタール以下であること。	人工植栽によること。	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して二年以内	次のとおりとする。
間伐	伐採面積の合計が一ヘクタール以下であること。	人工植栽によること。	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して二年以内	次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年九月十七日農林水産省告示第千三百八十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十月十九日農林水産省告示第千五百六十二号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十月二十一日農林水産省告示第千五百八十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字葛籠五四三、五四三の二、七三一の二、足代字山分四五八九の一〇〇四の二、四五八九の一〇一八、四五八九の一〇二二の一、四五八九の一〇九一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正